

独立監査人の監査報告書

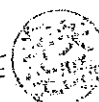
平成23年5月23日

公益社団法人 長寿社会文化協会
会長 長谷川 和夫 殿

矢崎公認会計士事務所

公認会計士

矢崎 芽生



私は、公益社団法人長寿社会文化協会の平成22年6月1日から平成23年3月31日までの事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（公益認定等ガイドラインI-5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）並びに財産目録（「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。）、社団法人長寿社会文化協会の平成22年4月1日から平成22年5月31日までの事業年度に係る損益計算書（公益認定等ガイドラインI-5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私は、上記の財務諸表等（財産目録については「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。）が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、公益社団法人長寿社会文化協会の当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

公益社団法人長寿社会文化協会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。


以上


公益社団法人長寿社会文化協会平成22年度監査報告

公益社団法人 長寿社会文化協会
会長 長谷川 和夫 様

平成23年5月24日

公益社団法人 長寿社会文化協会

監事 鷹野 義量 

監事 脇坂 誠也 

公益社団法人長寿社会文化協会監事 脇坂誠也ならびに鷹野義量の両名は、公益社団法人長寿社会文化協会(WAC)の平成22年6月1日から平成23年3月31日までの事業年度の下記の財務諸表及び収支計算書(以下「財務諸表等」という)および上記期間における理事の業務執行状況について監査を行った。

記

I 財務諸表

- 1.一般会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
- 2.千葉県福祉ふれあいプラザ特別会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
- 3.貸借対照表総括表
- 4.正味財産増減計算書総括表
- 5.財産目録

II 収支計算書

- 1.一般会計の収支計算書
- 2.千葉県福祉ふれあいプラザ特別会計の収支計算書
- 3.収支計算書総括表

III 理事の業務執行状況

- 1.WAC総会、理事会、常務理事会への出席
- 2.業務執行に関わる業務委託契約書等の抽出点検・調査

監査の結果、私たちの意見は次のとおりである。

- (1)財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、WACの事業年度末日現在の財政状態並びに同事業年度の正味財産増減の状況をすべての重要な点において、適正に表示しているものと認める。
- (2)収支計算書は、「公益法人における内部管理事項について」(平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)に準拠して、WACの事業年度の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。